

醍醐本『法然上人伝記』の成立過程

——篇題や識語などに着目して——

森 新之介

問題の所在

醍醐寺三宝院で発見され、大正六年（1917）に望月信亨が紹介した『法然上人伝記』（以下、「醍醐本」と称す）は、周知の如く法然房源空（長承二年「1133」）^①～建暦二年「1212」^②の語録や伝記など六篇から成る。各篇の呼称などは研究者により区々であるが、本稿では次の如く整理する。

一、「一期物語」廿条（一才第一行～二二ウ第六行、篇題については後述）

二、「十一問答」（二二ウ第七行～二九才第七行、篇題なし、ただし第十一條末尾に「已上十一問答了」「原割
註」あり）

（註）

三、「廿七法語」（二九才第八行～四四ウ第一行、篇題なし）

（改丁）

四、「別伝記」（四五才第一行～四七ウ第四行、篇題「別伝記云」）

（改丁）

五、「御臨終日記」（四八才第一行～五一才第二行、篇題「御臨終日記」）

（改行、「醍醐本」編者の識語、五二才第三行～ウ第四行）

六、「三昧發得記」（五一ウ第四行～五五才第八行、篇題なし、ただし編者識語に「此三昧發得之記」あり）

(『醍醐本』編者の識語、五五ウ第一行(第三行))

表紙には「法然上人伝記」という外題があり、本文冒頭には

法然上人伝記

附一期物語 見聞出勢觀房⁽³⁾

(一才)

とある。

本書は後世の義演（永禄元年「1558」～寛永三年「1626」）などによる写本⁽⁴⁾であるが、紹介者の望月に高く評価され、今日の研究でも大いに活用されている。しかし善裕昭が指摘したように、『醍醐本』の「成立過程や編者についてさまざまに考察されながら、なお決定的な見解には至り難い」⁽⁵⁾という状況にある。

そこで本稿では、従来の研究と異なる視角から、内題とされてきた「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」の二行や第一篇「一期物語」、そして編者識語などに着目する。第一項で議論の前提について整理し、第二項で本文冒頭の二行と第一篇について検討する。第三項では第六篇の前後にある編者識語を分析し、そして第四項で編者と伝来地域について推測する。これらの作業により、『醍醐本』の成立過程を解明したい。

第一項 議論の前提

『醍醐本』について諸説紛々としている理由は、少なくとも三つあると考えられる。第一に、編者の名が明らかでないこと。これは三田全信が指摘したように、山門などからの排撃を警戒したことであろう。なお編纂時期については、編者識語の記述から源空没後卅年（基数換算で没後廿九年）の仁治二年（1241）とされることが多いが、次々項で考証するようにこれは編纂時期の上限でしかない。

第二に、全く同じ構成の異本が発見されていない孤本であること。第一篇「一期物語」は「淨土宗見聞」（拾遺

漢語燈錄』と、第二篇「十一問答」は「十二問答」（『和語燈錄』卷第四）などと、第五篇「御臨終日記」は「臨終記」（『拾遺漢語燈錄』）などと、そして第六篇「三昧發得記」は「三昧發得記」（『拾遺漢語燈錄』）などとそれぞれほぼ同文であるが、第三篇「廿七問答」と第四篇「別伝記」は他に同文が発見されていない。

そして第三に、奥書は

『法然上人伝記』依及覽、雖為枝葉、書之。

とあるだけで、それ以前の書写奥書などがないこと。

このように『醍醐本』は極めて特殊な、不審の多い史料である。近年、史料発掘によつて『醍醐本』の成立過程を解明しようとする試みも重ねられているが、未だ通説を刷新するに至つていない。

そこで着目したいのは、本文冒頭の「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」という二行である。この内題らしき箇所について伊藤唯信は、「法然上人伝記附一期物語」とされながら、付録的な位置づけのように見なされる「一期物語」が冒頭に置かれている意味がよくわからない⁽²⁾と問題提起した。すなわち、「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」とあるからには、まず「法然上人伝記」があつてその後方に「一期物語」が位置しているべきだが、「醍醐本」では「或時物語云」などで始まる語録が第一篇に位置してしまつてゐる、という不審である。近年、伊藤真昭はこの二行に着目し、『醍醐本』六篇は前四篇の「法然上人伝記」と後二篇の「一期物語」という二部構成で理解すべきだという説を唱えた。しかし、「或時物語云」などで始まる第一篇が「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」の「一期物語」と無関係だと、記録である第五篇「御臨終日記」と第六篇「三昧發得記」が「物語」と称されたとかいうことは考え難く、伊藤真昭説には従い難い。

そもそも「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」の二行は、從来自明の如く『醍醐本』全体の内題だとされてきた。次項以降ではこの通念を懷疑し、『醍醐本』成立過程の理解に大きく修正を迫りたい。

義演（五五ウ）

第二項 複合された第一篇

本項の結論を先取りして言えば、これまで『醍醐本』全体の内題とされてきた「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」は第一篇の篇題であり、また同篇廿条は前三条と後十七条に二分すべきだと考えられる。

第一篇を二分すべき理由は三つある。第一に、前三条はすべて「或時物語云」で始まるが、後十七条は「物語」の語が用いられず、「或時云」（第四、第六、第十一、第十六、第十八、第廿条）、「或時」（第五、第七、第十四条）、「或時人問云」（第八条）、「或人問云」（第九、第十五、第十九条）、「或時問云」（第十、第十二、第十三条）、「或云」（第十七条）で始まつてゐること。

第二に、周知の如く第一篇の一部と「源空聖人私日記」（『西方指南抄』卷中末。以下、「私日記」と略す）の一部はほぼ同文であるが、第一篇で「私日記」とほぼ同文の箇所は第一、第三条のみであり、第一篇の後十七条には「私日記」との同文箇所がないこと。従来、第一篇と「私日記」の何れか一方が他方を書承したと考えられてきたが、第一篇の前三条に相当する共通祖本があつたと考えるべきである。

そして第三に、後十七条は主題が区々であるが、前三条には一貫した主題が見出されること。前三条の第一条は、源空が四十余年、天台一宗を修學してその大意を得たことを述べ、第二条は天台座主顕真も源空に帰服したことを見述べ、そして第三条は肥後阿闍梨圓円が源空の師だつたことを述べている。また、第一条で十八歳の遁世について源空に「是偏絶_二名利望、一向為_一學_二仏法_一也」（一才）と語らせ、第二条で顕真に「我於_一顯密教_二雖_レ積_二稽古_一、併_レ為_一名利_二不_レ忘_二淨土_一」（七才）と語らせ、そして第三条で源空に「無道心者併住_一名利思_二」（九ウ）と語させていいる。源空に山門や天台宗との長く深い関係があつたことは事実であり、名利を非とすることも仏道として当然であるが、これらが前三条に一貫した主題となつてゐることには注意すべきである。

また、前三条でも殊に第一条に三つの不審がある。第一に、この条は伊藤唯信も「登山、修学、学匠訪問、『往

生要集』研鑽、回心、專修念佛の流布と法然上人伝の要素が濃厚⁽⁹⁾だと指摘したように、明らかに伝記調である。しかも余りに長いため、一時の法語とは全く考えられない。

第二に、第一条には源空の法語らしからぬ箇所が散見される。その最たるものとして、南都の先達たちから称歎されたことについて「称美讚嘆傍痛程也」（二〇）や「凡毎レ值^レ先達^レ皆被^レ称嘆」（二一）と語るなど、余りに多く甚だしい自讃が挙げられる。たとえ称歎されたことが事実であったとしても、謙虚な為人であった源空が斯くも誇らしげに弟子に語つたとは考えられない。

そして第三に、第一条は

或時物語云、「幼少登山。十七年亘^レ六十卷。〔…〕」。

となつており、始まりが不自然に唐突である。⁽¹⁰⁾

これらの不審がある第一篇廿条については、次の如く理解すべきであろう。すなわち本来、第一篇の第一条は「法然上人伝記」であり、第二、第三条は「一期物語」であつて、この法然上人伝記附一期物語が「私日記」の祖本でもあつた。これに源智の「見聞」十七条が増補されて「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」廿条になつた。ただし、「法然上人伝記」であつた第一条は後に現在の「或時物語云」で始まる形に改変され、廿条すべてが同質の源空法語であるかのようになつた、と。

なお、ここで参照すべきは第四篇「別伝記」であろう。三田は、「他伝と比較して現行の「別伝記」にどうしてもなければならない記事が省かれて、その記事が「一期物語」に出る」とことを指摘し、その理由を「一期物語」と重複を避けるために、重複部分を省いたとしなければならない⁽¹¹⁾と推測した。しかも「一期物語」と「別伝記」には、重複箇所だけでなく矛盾箇所もない。系統の異なる二つの伝記に最初から矛盾箇所がなかつたとは考え難いため、本来「一期物語」第一条にあつた矛盾箇所も削除されたと考えるべきであろう。

「別伝記」には、源空は十五歳で登山し、登山後に父が討たれたとする特異な記事がある（四五才）。恐らく第

一条すなわち本来の「法然上人伝記」には、「私日記」と同じく父が討たれてから十三歳で登山したという説が示されており、それが改変されたため「幼少登山」という唐突で漠然とした記述になり、父の死についても言及がないのである。⁽¹⁴⁾

第三項 追記された第六篇

『醍醐本』は第六篇「三昧発得記」の前⁽¹⁵⁾と後に、それぞれ次の如き編者識語がある。

上人入滅以後及三十一年。當世奉^レ值^ニ上人之人、其數雖多、時代若移者、於^ニ在生之有様^ニ定懷^ニ謬昧^ニ歟。為^ニ之今聊抄^ニ記見聞事。又上人在生之時、發^ニ得口稱三昧^ニ常見^ニ淨土依正^ニ。以自筆^レ之、勢至房^ヲ伝^ニ之。上人往生之後、明遍僧都尋^レ之、加^ニ一見^ニ流^ニ隨喜淚^ニ。即被^レ送^ニ本処^ニ。當時聊^ニ雖^レ聞^ニ及此由^ニ未^レ見^レ本者不^レ記^ニ其旨^ニ。後得^ニ彼記^ニ写^ニ之。

此三昧発得之記、年來之間、勢^ヲ觀房^ヲ秘藏^ニ不^ニ披露^ニ。於^ニ没後^ニ不^レ面傳^ニ得^ニ書畢^ニ。

(五五ウ)

法然上人の入滅から今年で卅年になる。現在、上人に会い奉った人は多くいるが、もし時代が移れば、生前の有り様について蒙昧になつてしまふだろう。そのため今、会い奉った人たちの見聞を聊か抄記した。また上人生前の時、口称三昧を発得して常に淨土の依正を見た。そこで自ら筆し、勢至房がこれを伝えた。上人往生の後、明遍僧都がこれを尋ね、一見を加えて隨喜の涙を流し、即ち当地に送られた。現在、聊かこの由を聞き及んでいるが、未だ本を見ていないのでその旨を記さない。後にかの記を得てこれを写す、という。また、この三昧発得の記は年來の間、勢觀房が秘藏して披露しなかつた。その没後に図らずも伝え得たので写した、という。

これまで殆んど指摘されずにきたが、これら二つの編者識語には四つの不審がある。第一に、「上人入滅以後及三十年」云々は『醍醐本』全体への編者識語でありながら、第六篇の後でなくその前に位置していること。

第二に、「後得『彼記 写レ之』」の後には篇題が掲げられていないだけでなく、改行すらされずに第六篇「三昧發得記」の本文と第一の編者識語が連続していること。

第三に、「不『記』其旨」とした「三昧發得記」をその直後に全文引用していること。⁽¹⁶⁾

そして第四に、「三昧發得記」について前に「勢至房伝レ之」と述べ、後にも「勢觀房秘藏不『披露』」と述べて重複していること。

これらの不審を解消するため、次の如く理解すべきであろう。すなわち、源空没後卅年の仁治二年（1241）に編者が『醍醐本』を編纂した当初、「三昧發得記」が存在することは聞き及んでいたが実見できていなかつたため、その文を記さなかつた。しかし、後に同記を入手できたため、「未見本者不『記』其旨」の後に改行せず「後得『彼記 写レ之』」以下を追記した、と。なお、追記した時期は同年中であつたかも知れないが、翌年以降であつたかも知れず、『醍醐本』が今の形になつた時期は仁治二年と断定できない。

第四項 編者と伝来地域

「三昧發得記」が当初『醍醐本』に存在せず追記されたということは、編者の推定にも大きく影響する。大正六年に紹介されて以来、『醍醐本』は勢觀房源智が生前に作成収集していた六篇を、没後にその弟子が編集したものだとされてきた。⁽¹⁷⁾ この通説は、本書冒頭に「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」とあり、第五、第六篇の後の編者識語にもそれぞれ「勢至房」「勢觀房」とあること、ただし源智本人は暦仁元年（1238）に没しており、その三年以上後に成立した『醍醐本』の編者となり得ないことによる。

しかし近年、善裕昭は『醍醐本』の冒頭や識語にある「勢觀房」という呼称について、「上人」などの敬称を付けて房号だけで呼んでいることを不審とし、「第三者的な感じがする。門弟に限る必要はなく、弟子筋以外に編

者を求める「こと」と問題提起している。また前々項で考証した如く、冒頭の「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」とは第一篇の篇題であり、源智見聞とは同篇の後十七条だけを指していると考えられる。

しかも前項で考証した如く、『醍醐本』の編者は、源智が秘蔵していた「三昧發得記」をその没後三年にも読み得ていなかつたらしい。また、当初の識語では源智について「勢至房伝^{マツシノミヤシノタヌキ}之」としか述べておらず、後の識語で源智没後に図らずも伝え得たと述べているため、恐らく編者は当初、三年前に源智が没したことを知らずにいたのであろう。そのような編者が源智の弟子だつたとは全く考えられない。

『醍醐本』の編者として候補に挙げるべきは、長樂寺隆寛に近い者であろう。第二篇「十一問答」の冒頭には「或時遠江国蓮花寺住僧禪勝房參、上人奉^{スル}問^{スル}種々事、上人一々答^ヘ之」(二二一)とあり、編者はこの問者を禪勝房とする。ただし、了慧道光は元亨版『和語燈錄』卷第四(文永十一年「1274」～十二年「75」成立)で、「十一問答」とほぼ同文である第廿篇「十二の問答」の末尾に

この問答の問をは、『進行集』には禪勝房の問^言といへり。ある文には隆寛律師の問^言といへり。たつぬへし。
尋

と註記している。また、長禄四年(1460)に善福寺淨仁が書写した『往生要義抄』(西本願寺藏)では、「進行集十二問答」という篇題の下に「隆寛律師問云／上人答」(原割註、八ウ)とある。

『四十八卷傳』卷第四十五などによれば、隆寛は嘉禄三年(1227)に遠江国で禪勝房と涙の再会を果たしたといふ。禪勝房との問答が隆寛かその弟子を経由して流布したため、問者隆寛という誤伝が生じたとも考えられる。

第三篇「廿七法語」は『醍醐本』六篇で最も不審が多く、すべて源空の法語だとする説、源空と他者の法語が混在しているとする説、そしてすべて他者の法語だとする説があつて紛々としている。⁽¹⁹⁾しかし、第十一条「無智為本事」に「書^シ此状御^ハ自筆^{シテ}禪勝房田舎下京^ヲツトニ取ラセムトテ給タリト云々」(三七〇)という源空への敬語表現があるため、源空の法語以外も混ざっていることは疑いない。

そして第四篇「別伝記」は、伊藤唯信が指摘した如く、隆寛「知恩講私記」と同じく源空の登山時を十五歳とし、また源空に敬服した四師を本国の智鏡房観覚と黒谷の慈眼房觀空、興福寺の藏俊僧都、そして東大寺の鏡賀法橋とし、いる。同篇もやはり隆寛に近いものだと言つてよい。

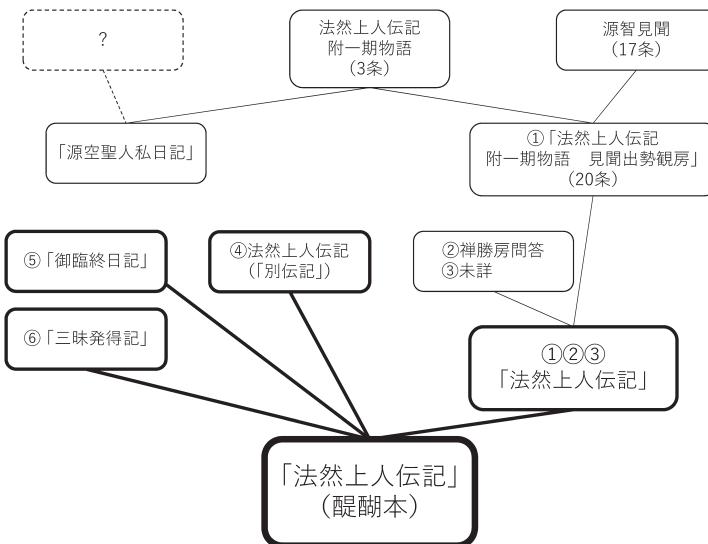
これらのことから、『醍醐本』の編者は隆寛に近いか、少なくとも隆寛関係の文献を利用できる者だつたと考えられる。

なお第三篇「廿七法語」について、永井隆正はその第六、第七、第十、第十一、第廿三、第廿四の六条が顕智「見聞」にあることを、真柄和人は同じく第五、第十一、第十二、第廿一、第廿三の五条が擬親鸞撰『本願成就聞書』にあることをそれぞれ指摘している。顕智は真宗高田派専修寺第三世であり、『本願成就聞書』もまた真宗で用いられた談義本である。そのため曾田俊弘は、自ら類例を加えつつ、「廿七法語」は「真宗に伝承されていたことが明らかになつたのである」と述べている。⁽²¹⁾

ただし、結果として真宗に伝承されたとしても、『醍醐本』成立当時の状況を解明するために着目すべきは、宗派よりも地域であろう。前述の如く、第二篇「十一問答」は遠江国蓮花寺の住僧禪勝房との問答であり、第四篇「別伝記」は東国に配流されて遠江国で禪勝房と再会した隆寛「知恩講私記」に近い。第六篇「三昧發得記」の前の編者識語には、明遍僧都が同記を「本処」すなわち当地に送つたとあり、編者が京師にいなかつたように読める。編者は源智が晩年居住していた京師から遠く離れた東国にいたからこそ、その死没を三年以上も知り得なかつたとも考えられる。⁽²²⁾

結語

以上本論では、本文冒頭や編者識語などに着目して『醍醐本』の成立過程を考察した。



その結果として推測される成立過程を図示すれば上の如くである。まず「法然上人伝記」一条と「一期物語」二条から成る法然上人伝記附一期物語の三条が存在し、これが「私日記」の祖本にもなつた。この法然上人伝記附一期物語三条に源智見聞十七条が加わって、「法然上人伝記／附一期物語三條」となつた。本文冒頭の「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」という二行は、第一篇の篇題でありその構成を示している。

この第一篇に第二篇「十一問答」と第三篇「廿七法語」が加えられ、「法然上人伝記」三篇が成立した。ただし、後に別系統の源空伝が第四篇「別伝記」として加えられた時、それと矛盾しないように第一篇第一条が改変され、現在の形になった。本来の第一篇第一条は「或時物語云」で始まらず、源空の登山を十三歳としていたと考えられる。そして編集当初の「醍醐本」は第五篇「御臨終日記」で終わっており、第六篇「三昧発得記」は後に追記された。以上が成立過程についての推測である。

第六篇の前後にある編者識語から、編者は三年以上も源智の死を知らなかつたと考えられる。編者の候補とし

て挙げるべきは、源智の弟子よりも隆寛に近い者であろう。第二篇で源空と問答した禪勝房は、後に隆寛と遠江国で再会しており、第四篇も隆寛「知恩講私記」に近い。また、「三昧發得記」が「本処」すなわち当地に送られてきたという編者識語の記述からも、編者は京師から遠く離れたところにいたと推測される。『醍醐本』は東国で成立し、同地で伝承されていたに違いない。

通説では、『醍醐本』は源空に常隨給仕した源智の作成収集した六篇を、弟子がそのまま編集したものとされたきた。しかし本稿の検証によつて、『醍醐本』で源智に由来する箇所は一部だけであり、編者の改変らしき箇所も見られることが明らかになつた。殊に第三篇「廿七法語」は不審が多く、『醍醐本』の一篇だからと言つてこのようない文獻に依拠して立論することは、余りに危険である。『醍醐本』は一篇ずつ、また各篇も一条ずつ慎重に真偽を鑑別されるべきであろう。

註

本稿で用いた史料の書誌は以下の如し。引用では適宜字体と句読を改め、訓点や傍点、傍記、括弧、頁数を付し、改行を省いた。

『醍醐本』：藤堂恭俊博士古稀記念会編『淨土宗典籍研究』資料篇（同朋舎出版、1988）。元亨版『和語燈錄』：龍谷大学善本叢書。『往生要義抄』：伊藤真宏「法然和語文献の研究——西本願寺藏 長禄四年写本『往生要義抄』并十二問答 禪勝房教化 因縁集について——」（仏教大学総合研究所紀要）2002別冊。『淨土述聞鈔』『選択集大綱抄』、『選択集秘鈔』：淨土宗全書（淨土宗開宗八百年記念慶讚準備局）。『教行信証鈔』：貞享三年版（津市津図書館橋本文庫蔵本）。

(1) 望月信亨「醍醐本法然上人伝記に就いて」（初出1918）、『淨土教』之研究 第三版、金尾文淵堂、1944「初版1922」）参考。

(2) 第一篇について、筆者はこれを「一期物語」と称することには問題があると考える（本論後述）が、本稿では通例に従いそう称する。なお、石井教道「昭和新修法然上人全集」（淨土宗務所、1955、四四六頁）は同篇第十七条の改行（一九才）に着目してそれ以降を別の一条と見、凡そ廿二条と数えるが、本稿では通例に従い凡そ廿一条と数える。第二、第三篇については同全集の「禪勝房との十一箇条問答」「三心料簡および御法語」という呼称も普及しているが、本稿では従わない。

(3) 「見聞出勢觀房」を、井川定慶『法然上人伝全集』(法然上人伝全集刊行会、1952)は「見聞書勢觀房」(七七三頁)と翻刻し、梶村昇は書が正しく「出」は誤写に違いないと推断した(『醍醐本『法然上人伝記』の筆者について』)[『亜細亞大学教養部紀要』四、1977]など)。梶村はそう考えるべき理由として、もし勢觀房に出づの意であれば「出」字の下に於や于などの助字があるべきことなどを挙げるが、宮沢正順が指摘した(『『法然上人伝記』(『醍醐本』)と義演准后について』、高橋弘次先生古稀記念会事務局編『淨土学仏教学論叢』一、山喜房仏書林、2004、二六九～七〇頁)如く、そのような助字がなくても勢觀房に出づの意になる。

(4) 単に義演の写本とされることが多いが、伊藤唯信が指摘した(『『法然上人伝記』(醍醐本)の成立』)[第一部第二章、初出1988]、『淨土宗史の研究』[伊藤唯真著作集]四、法藏館、1996、六一頁]ように、表紙奥書と本文は異筆である。義演は誰かに本文をさせ、表紙の「法然上人伝記」「三法院」と奥書だけを自ら書いたらしい。

(5) 善裕昭「醍醐本『法然上人伝記』の成立をめぐつて——曾田・伊藤説の検討——」[『仏教文化研究』五八、2014、一頁]なお、『醍醐本』の研究史については野村恒道「醍醐本研究に關する回顧と展望」(藤堂恭俊博士古稀記念会編『淨土宗典籍研究』研究篇、同朋舎出版、1988)と伊藤真昭「醍醐本『法然上人伝記』の成立と伝来について——なぜ醍醐寺に伝わったのか——」[『仏教文化研究』五三、2009]参照。

(6) 三田全信「法然上人伝の成立的研究」[『仏教論叢』一一、1966、五二頁]。

(7) 伊藤唯信「法然上人伝記」(醍醐本)の成立〔前掲〕、八〇頁。

(8) 伊藤真昭「法然上人伝記」の成立と伝来について〔前掲〕。

(9) 伊藤唯信「法然上人伝記」(醍醐本)の成立〔前掲〕、七一～二頁。

(10) その他にも、第一条で源空は十八歳での遁世について「是偏絶^二名利望、一向為^レ學^二仏法^一也」(一オ)と語ったことになつてい

る。これを田村円澄は、疑問の一つは、遁世の動機が何であつたにしても、とにかくそれを名利の望を絶つという形において、法然自身が表現したであろうか、ということである。〔…〕法然の遁世を説明するには、「一向為^レ學^二仏法^一」という言葉だけで充分であり、「偏絶^二名利望^一」という言葉は、余計な付加物なのである。

2 「初刊1956」、二七一～二頁)。

筆者も以前、同条で源空が専修念佛について「為他人雖欲弘之、時機難叶」（五才ウ）と語つてゐることを不審とし、源空の時機論とは、時とともに機根が下劣になつてゐるため、決定往生の易行たる念佛を専修すべきだとするものである。時機は量り難いため専修念佛の弘通を遲疑する、というような「時機」の用例は他の遺文に見えず、源空の言としては理解できない。

などと述べたことがある（『撰閑院政期思想史研究』、思文閣出版、2013、「六三頁」）。なお、同条の夢中対面について「恐らく語録編者が「源空聖人私日記」から転記したものであろう」と述べた（院政期における語録作成と絶学意識、「年報日本思想史」一三、2014、後註六）が、これは撤回する。

(11) なお、第一篇第一条と同文関係にある行観覺融『選択集秘鈔』卷第一（永仁年間「1293～99」成立か）でも「或時上人御物語云、「幼少登山。十七歳年亘六十卷。〔…〕」（三三九頁）となつてゐる。

(12) 三田全信が指摘した（『法然上人伝の成立的研究』「前掲」、五四頁）ように、「別伝記」は当初「法然上人伝記」という名であったが、「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」とは別の伝記という意で斯く改称されたに違いない。

(13) 三田全信『成立史的法然上人諸伝の研究』、光心寺出版部、1966、九五頁。

(14) 曽田俊弘が指摘した（『恵雲（真宗高田派）の著書にみられる『法然上人伝記』「三心料簡事以下二十七法語」、「仏教論叢」四

二、1998、五一頁）ように、津市津図書館橋本文庫蔵の『教行信証鈔』（貞享三年「1686」版、南勢真宗法光寺心静旧蔵）の行文類二鈔五欄外（三八ウ）に『指南抄』『勢觀房伝』^二、「十三歳登山」、「絵詞伝」等（十五歳登山^三）といふ書き込みがある。遙か後世の刊本への書き込みであるため傍証としては弱いが、書き込みした者の所謂『勢觀房伝』とは改変される前の「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」廿条であり、そこには『西方指南抄』所収の「私日記」と同じく十三歳登山説があつた、ということも有り得る。

(15) なお、「如來滅後一百年」（五一ウ）から改行前の「即歡喜心開悟」（五二オ）までも「醍醐本」全体への識語だとされることがある。しかし伊藤唯信が指摘した（『法然上人伝記』（醍醐本）の成立「前掲」、七六頁）ように、これは第五篇「御臨終日記」で不思議の夢想を一つしか記さなかつた理由を説明した、同篇のみへの識語である。

(16) この不審について、伊藤唯信は「注記の文に、明遍が一見を遂げたことを聞き及んでゐるが、まだ自筆の発得記を見ていないので「不記其旨」という。その旨とは法然上人が三昧発得をされたことであろうか、また自筆の三昧発得の記があるということであろうか。また、このことを何に記そうとしたのであろうか」と訝しんでいる（『法然上人伝記』（醍醐本）の成立「前掲」、

七七（八頁）。

- (17) それ以前にも、了慧道光『選択集大綱抄』卷下（永仁四年〔1296〕成立）が「勢觀上人見聞」から第二篇「十一問答」第九条を引き（五三〇四頁）、寂慧良曉『淨土述聞鈔』（嘉暦三年〔1328〕以前成立）が「勢觀伝（上人御答）」から同条を引き（五三九頁）、惠雲『教行信証鈔』（貞享二年〔1685〕成立、翌三年刊行）が「勢觀房法然伝」から第三篇「廿七法語」第一条を引いている（信文類三鈔一、三八〇～ウ）。これらは、本文冒頭の「法然上人伝記／附一期物語 見聞出勢觀房」という表記によつて伝記編者を源智と誤解したものとも考えられるため、編者推定の根拠となり得ない。

- (18) 善裕昭「醍醐本『法然上人伝記』の成立をめぐつて」（前掲）、一一頁。

(19) 例えは、望月信亨は「廿七法語」について「是れ頗る西山義の所立に類す」「一念義及び西山義の所伝に類するを見るべく」とし（醍醐本法然上人伝記に就いて）「前掲」、九四九、九五一頁）、坪井俊映は「二十七法語の中に、長樂寺隆寛の説と思われるものが相当混入している」とし（醍醐本・法然上人伝記について——三心料簡以下の法語について——）、『印度学仏教学研究』二三一、一九七五、二九頁。また同『醍醐本『法然上人伝記』所収の法語について』（緒論三一二、「法然浄土教の研究」——伝統と自説について——）、隆文館、1982」参照）。広川堯敏は「思想史的な観点からいえば、『醍醐本』『三心料簡事』は法然の『選択集』と隆寛の『具三心義』『散善義問答』、証空の『自筆妙』等との中間に位置する撰述書であるといえるであろう」とし（『至誠心釈・廻向發願心釈をめぐる諸問題』（本論第一篇第二章第一節、初出1988）、『鎌倉淨土教の研究』、文化書院、2014、一二一頁）、市川定敬は「三十七条の法語を通して一貫する主題が見えてこない。〔…〕さらに、〔…〕相互に矛盾ないしは異なる思想を示す法語さえ収録されている」としている（『仏教大学大学院紀要』三四、2006、九頁）。なお、筆者は嘗て第三篇「廿七法語」は善慧房証空の西山義でないかと述べた（法然房源空の道心論——出離生死と心性的関連について——）、『仏教史学研究』五七一、2014、三五〇六頁）。しかし、第三篇「十一問答」が隆寛と親交のあつた禪勝房の問答であり、第四篇「別伝記」も隆寛「知恩講私記」に近いため、旧説を撤回して証空でなく隆寛のものと考るべきかも知れない。

- (20) 伊藤唯信「知恩講私記」と古法然伝（第一部第一章、初出1965）、『淨土宗史の研究』（前掲）、一〇〇～三頁。

- (21) 曾田俊弘「惠雲（貞宗高田派）の著書にみられる『法然上人伝記』『三心料簡事以下二十七法語』（前掲）、四六頁。

- (22) その他、『往生要義抄』が書写されたのも相模国の善福寺においてであり、第三篇「廿七法語」の六条と一致する『見聞』の著者顕智も下野国の専修寺第三世となつてゐる。